

## ちまたでうわさの大西洋クロマグロ・パート2/2

2010年3月13日～25日、第15回ワシントン条約締約国会議がカタールのドーハで開催されます。トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて数回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信しています。会議に関する正確な情報の入手や取材にお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

提案19 大西洋クロマグロ *Thunnus thynnus* を附属書 I へ掲載 (提案国：モナコ)

トラフィックはこの提案を支持しています。

なぜなら

ICCAT 科学委員会 (2009) は、1) 大西洋クロマグロの生産性は、低から中程度、2) 西大西洋系群と東大西洋系群両方の資源は、未利用個体数の15%未満まで衰退した確立は90%を超えると判断。

ゆえに

ワシントン条約附属書 I 掲載のための生物学的基準に適合!

★ワシントン条約の決議9.24 (附属書 I および II の改正基準)\*によって、掲載のための生物学的基準と「商業利用される水生生物種に対する衰退率の適用」が定義されている。

★**衰退率**とは、未利用個体数に対する歴史的衰退度を意味する。生産性の低い種では15～20%、中程度の種では10～15%、高い種では5～10%。

しかし、掲載に伴って提案された決議案については懸念。

なぜなら「附属書 I に掲載された種は、まず附属書 II に移し、締約国会議間の間隔最低2期間分にわたり、取引がその種に及ぼす影響をモニターしない限り、附属書から削除してはならない」と定めた決議9.24 (CoP14で改正) 付記4と内容が一致しないため。



\*ワシントン条約の決議9.24 (附属書 I および II の改正基準) を参照 [http://www.trafficj.org/publication/TNL\\_Res\\_COP14.htm](http://www.trafficj.org/publication/TNL_Res_COP14.htm)

## 大西洋クロマグロを脅かしている主な要因は：過剰漁獲

## ●ICCAT 科学委員会 (SCRS) の勧告以上に総漁獲可能量 (TAC) を設定してきた

2008年7月：ICCAT 科学委員会は、最大総漁獲可能量 8,500～1万5,000 t に設定するよう勧告。

2008年11月：上記勧告にかかわらず、ICCAT 年次会合において、総漁獲可能量を2万2,000 t (2009年)、1万9,950 t (2010年)、1万8,500 t (2011年) に設定。

この間に今回の附属書改正提案が提出された後

2009年11月：ICCAT 年次会合で、2010年の総漁獲可能量を1万9,950 t から1万3,500 t にまで削減し、はじめて ICCAT 科学委員会の勧告内におさめた。

しかし、まき網漁業については、地中海での産卵シーズン (5月～7月) を禁漁とすべきという勧告に対し、約1カ月間のみを設定となった。

## ●総漁獲可能量が規制効果をあげていない

ICCAT 科学委員会は、2009年の報告書のなかで、東大西洋系群の実際の漁獲は、漁獲と世界市場での取引の分析により、合意された総漁獲可能量よりも年間約60%上回る漁獲があったと指摘 (1998～2007年の間)。

## ●増える蓄養\*

1990年代後半以降、地中海では蓄養漁業が盛んになる。脂がのるため、トロを好む市場向けに輸出される。

\*蓄養とは種苗となるマグロをまき網漁業で捕獲し、生簀で6～8カ月肥育すること。

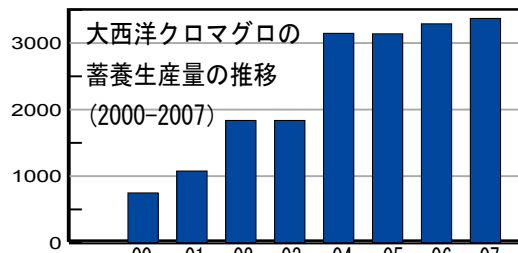
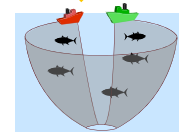
## ■蓄養場の収容可能量の増加

2003年：約3万 t

➡2008年：約6万4000 t

▼2007年の総生産量は、2000年の約4倍。クロアチア、スペイン、イタリア、フランスが総生産量の約60%を占める。

まき網漁業の漁獲 ↓ 小さいマグロなども一網打尽に!



出典：FAO Fishstat aquaculture production

COP15特集ページ <http://www.trafficj.org/cop15/>